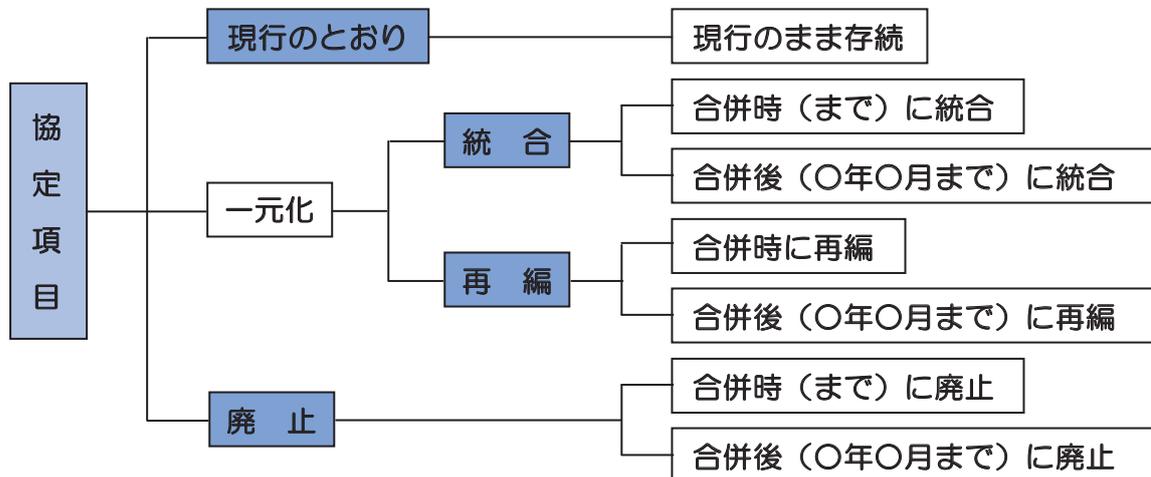


## ことばの解説

合併協定項目の協議内容において、「現行のとおりとする」や「統合する」などの表現を使用しています。今後の協議においても同様の表現を多く使用することになりますが、それぞれの内容は次のとおりです。

### 【分類】



### 【内容】

#### 現行のとおり

- ・両市町間で制度やサービス内容などに差がないため、現行のまま新市に引き継ぐものです。
- ・特定の人や地域、団体を対象とした制度等であるため、新市においても、特定の人や地域、団体を対象として、現行のまま引き継ぐものです。

#### 統合

両市町いずれかの制度の仕組みやサービス内容を、そのまま新市全体に適用することです。

#### 再編

両市町の制度の仕組みやサービス内容を改め、新市として新たな制度やサービス内容としていくことです。

#### 廃止

事業の趣旨、内容や有効性を勘案し、必要性のないものを廃止することです。

## お悔やみ

本協議会委員の石川守久さん（81歳）が、7月12日  
ご逝去されました。謹んでお悔やみ申し上げます。

